

# 参 考 資 料

取組実施者様向け資料・・・P1～P15

参加農業者様向け資料・・・P16～P20

その他資料 ・・・ P21～P27

## <参考>取組実施者における対応手順

### ① 計画提出

参加農業者の低減計画書（要領参考様式第2号）と肥料代金の請求書等を取りまとめて、都道府県協議会に取組計画書を申請（要領参考様式第1－1号）すること。

### ② 支援金の支払い

県協議会から支援金が交付された際は、参加農業者に速やかに支援金を支払うこと。

### ③ 取組実績の報告

取組実績報告書（要領参考様式第4号）を作成して都道府県協議会へ報告すること（令和5年1月末まで）。

### ④ 取組の中間報告

令和5年9月末までに、令和4年度の取組（期間はR4年6月～R5年5月であることに注意）中間報告書（要領参考様式第7号）を作成して都道府県協議会に提出すること。

### ⑤ 取組の実施報告

令和6年1月19日までに、参加農業者の低減実施報告書（要領参考様式第6号）を取りまとめた上で、令和4から5年度の取組について（R4年6月～令和6年5月であることに注意）、取組実施状況報告書（要領参考様式第5－1号）を作成し、都道府県協議会に提出すること

様式第1号

令和 年 月 日

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会  
会長 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の承認申請書

令和5年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の2の（1）に基づき、別添のとおり提出する。

（注）別紙1（参加農業者名簿）、別紙2（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

## 肥料価格高騰対策事業取組計画書

秋用肥料分	春用肥料分	年間
	○	

(注) 該当するものに○を付けること

### 第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

### 第2 参加農業者の概要

様式第1号別紙1のとおり。

参加農業者数(件)
件

### 第3 所要額

円(秋用肥料分/春用肥料分/年間)

(注) 括弧内はいずれかを選択して○を付けること

### 第4 誓約・同意事項

取組実施者(参加農業者を含む)は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。 2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。 3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

様式第1号別紙1

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者 氏名 又は 法人・組織名	支援予定額(円)				備考	
		秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)			
		当年の肥料費	支援予定額	当年の肥料費	支援予定額		
1					0		
2					0		
3					0		
4					0		
5					0		
6					0		
7					0		
8					0		
9					0		
10					0		
11					0		
12					0		
13					0		
14					0		
15					0		
16					0		
17					0		
18					0		
19					0		
20					0		
21					0		
22					0		
23					0		
24					0		
25					0		
26					0		
27					0		
28					0		
29					0		
集計	0件			0	0		

## 様式第1号別紙1

### 肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	支援予定額(円)				備考
		秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)		
	氏名 又は 法人・組織名	当年の肥料費	支援予定額	当年の肥料費	支援予定額	

(注)

- 1 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に、
  - ① 参加農業者が購入したこと及び肥料費を支払ったことまたは支払い義務が生じていることを証明する書類(肥料の種類、数量、購入費、購入日(納品日や決済日)が記載されているものに限る。)
  - ② ①の書類に記載の肥料費が当該期間に係る肥料請求分に相違ないことを担保する書類(証明書等)を提出すること。

- 2 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。

なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費}-\text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$

- 3 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。

- 4 適宜、行を追加すること。

- 5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

## 肥料価格高騰対策事業にかかる誓約承諾書

年 月 日

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会長 様

取組実施者名（販売事業者名）

事業者名代表者名事業所所在地電話番号電子メールアドレス

\*担当者の情報は代表と担当者が同一の場合は、記入不要です。

担当者所属部署名担当者職氏名電話番号電子メールアドレス

〔 取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、  
次の事項を誓約・承諾するものとする。 〕

以下の内容について、誓約・承諾する。

チェック欄

- 1 今回、別紙計画書において支援金の算定の対象とした肥料については、肥料法の肥料に該当するものに間違いありません（保証票の有無等による確認済みです。）。
- 2 支援金の算出対象とした肥料の数量や価格等について、該当期間を超過した分は含まれておらず、対象期間内に価格が納品等により適用されたものに相違ありません。
- 3 参加農業者への振込手法や手数料の徴収等については、ルールを設定し、参加農業者の同意を得ており、そのルールどおり参加農業者に支払いを行います。
- 4 農業者の組織する団体等にあっては、定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められています。
- 5 上記事項及び参加農業者の支払い義務発生を担保する書類等に虚偽・不正がある場合は、支援金を返還すること、支払われないことを承諾します。

(注)県協議会が必要に応じ項目を修正・追加すること。

(春肥用)

別添

肥料価格高騰対策事業にかかる支払義務の証明書類について

年       月       日

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会長 様

取組実施者名（販売事業者名）

事業者名

代表者名

事業所所在地

\*担当者の情報は代表と担当者が同一の場合は、記入不要です。

担当者所属部署名

担当者職氏名

肥料価格高騰対策事業の計画提出等にあたり、参加農業者と当事業者に支払い義務が発生していることを証明するものは下記書類とします。

また、下記書類の記載どおり、参加農業者に支払義務が発生していることは事実であり、虚偽や不正はありません。

書類名：

(供給明細書や購入明細書等、各取組実施者が参加農業者に支払い実績が発生していることを担保するものとして使用する書類や帳票等の名称を記載)

(注)県協議会が必要に応じ項目を修正・追加すること。

様式第3号

年 月 日

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会

会長 殿

所在地

取組実施者名

代表者氏名

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金の振込口座

◆金融機関（ゆうちょ銀行以外）			
金融機関コード（数字4桁）	金融機関名		
	農業協同組合 信連 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農林中金		
支店コード（数字3桁）	支店名		
預金種別（該当のものに印を付けてください）		口座番号（7桁に満たない場合は、左づめで記入）	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知			
口座名義			
カナ			
漢字			

◆ゆうちょ銀行						
店名（漢数字3文字）						
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）			番号（左づめで記入）			
				*		
口座名義人						
カナ						
漢字						

様式第6号

令和 年 月 日

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会

会長 殿

所在地

取組実施者名

代表者氏名

令和4年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第13の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

(注)

- 1 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 2 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

令和 年 月 日

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会  
会長 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和4、5年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第12の2（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・別紙1 参加農業者名簿
- ・別紙2 化学肥料低減実施報告書
- ・その他農政局長等が必要と認める書類

## 肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

### 第1 取組実施者名

--

### 第2 事業の取組概要

参加農業者数（件）	取組面積（ha）

### 第3 取組実績

取組メニュー	取組の実績
ア 土壌診断による施肥設計	
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用	
ク 緑肥作物の利用	
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用	
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。）	
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	

セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)	
ソ 地域特認技術の利用 ( )	

(注) 参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

#### 第4 化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

様式第5号 別紙1

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	取組面積 (ha)	計画時の取組メニューの実施の有無
	氏名 又は 法人・組織名		
集計	—		—

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

## 化学肥料低減実施報告書

## 作付概要

作物名	作付面積(ha)
その他	
計	

氏名(法人・組織名) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※作付面積はhaで記載してください

(「1反」=「1,000m<sup>2</sup>」=「10a」=「0.1ha」)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。  
 2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「○」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	令和4年度又は 令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		
総取組面積	○○ha	○○ha

(注) 取組実施者が必要に応じ記載内容を修正・追加すること。

## 化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積
	ha
	ha
その他	ha
計	ha

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	△

注:該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)

※作付面積はhaで記載してください

(「1反」=「1,000m<sup>2</sup>」=「10a」=「0.1ha」)

次のいずれかに該当する場合は、右欄に「○」を付けてください。

- ①有機農産物の認証  
 ②特別栽培農産物の認証  
 ③環境保全型農業直接支払交付金の交付 を受けているなど

その場合、認証書等の書類を添付してください。(下記の取組メニューのチェック欄は空欄で可)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。

2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。

そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「○」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壤診断による施肥設計 ・産地の場合:定点診断結果に基づき産地の施肥例を作成 診断箇所数を増加で○に ・個人の場合:診断結果とそれによる施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計 ・葉色診断に基づく施肥を行っている		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 ・肥料成分を従来より低下させた施肥設計を導入		
エ 堆肥の利用 ・堆肥の投入		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) ・汚泥肥料の利用		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) ・稲わらのすき込み、食品残渣を原料とした肥料の施用等		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 ・化学肥料が配合されていても対象 ・乾燥菌体肥料もこれに該当		
ク 緑肥作物の利用 ・ヘアリーベッチ、クローバー、レンゲ等の播種		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 ・窒素、リン酸、カリウムの総量が低ければ該当 (L型肥料等(リン酸・カリ)の含有量を減らした肥料)) ・農業者自ら配合で慣行銘柄より含有量を減		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等) ・樹冠内施肥、点滴施肥、側条施肥、うね立て同時施肥など		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア~スに係るもの除去。)	・地域の施肥歴などに合わせ肥料成分総量が低下するよう肥料銘柄や施用量を見直し	
ソ 地域特認技術の利用 ( )		

(注) 別添の誓約・同意書にチェックの上、提出先の取組実施者に提出すること。

(注) 取組実施者が必要に応じ記載内容を修正・追加すること。

## 化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
(例)うんしゅうみかん	3
(例)うめ	2
その他	0.5
計	5.5

※作付面積はhaで記載してください

(「1反」=「1,000m<sup>2</sup>」=「10a」=「0.1ha」)

低減の取組を行う品目(メイン品目)が  
含まれるように記載してください。

品目数が多い場合、メイン品目以外は  
「その他」に計上可能

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	\

注:該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)

次のいずれかに該当する場合は、右欄に「○」を付けてください。

- ①有機農産物の認証
- ②特別栽培農産物の認証
- ③環境保全型農業直接支払交付金の交付 を受けているなど

①～③に該当する場合は「○」  
認証書等を添付

その場合、認証書等の書類を添付してください。(下記の取組メニューのチェック欄は空欄で可)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。  
そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「○」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壤診断による施肥設計 ・産地の場合:定点診断結果に基づき産地の施肥例を作成 診断箇所数を増加で○に ・個人の場合:診断結果とそれによる施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計 ・葉色診断に基づく施肥を行っている		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 ・肥料成分を従来より低下させた施肥設計を導入		
エ 堆肥の利用 ・堆肥の投入	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) ・汚泥肥料の利用		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) ・稻わらのすき込み、食品残渣を原料とした肥料の施用等		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 ・化学肥料が配合されていても対象 ・乾燥菌体肥料もこれに該当	○	○
ク 緑肥作物の利用 ・ヘアリーベッヂ、クローバー、レンゲ等の播種		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 ・窒素、リン酸、カリウムの総量が低ければ該当 (L型肥料等(リン酸・カリの含有量を減らした肥料)) ・農業者自ら配合で慣行銘柄より含有量を減		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等) ・樹冠内施肥、点滴施肥、側条施肥、うね立て同時施肥など の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。) ・地域の施肥暦などに合わせ肥料成分総量が低下するよう肥料銘柄 や施用量を見直し		
ソ 地域特認技術の利用 ( )		

(注) 別添の誓約・同意書にチェック・記入の上、提出先の取組実施者に提出すること。

(注) 取組実施者が必要に応じ記載内容を修正・追加すること。

## 誓約・同意書

令和 年 月 日

取組実施者様

[ 下記の事項をお読みになり、全ての項目について誓約・同意いただいた上で、  
チェック欄に○を記入し、氏名・住所・連絡先を必ず記入してください。 ]

以下の内容について誓約・同意します。	チェック欄
1 農産物の販売実績があり、農業経営を営む農業者です。(または新規就農者です。) ※ 新規就農者で販売実績がまだ無い場合は、営農していることの証明書等を添付。	<input type="checkbox"/>
2 令和5年の春肥として令和4年11月～令和5年5月に購入し、自らの農業生産に使用する肥料の購入費について、支援金を申し込みます。	<input type="checkbox"/>
3 今回申し込む肥料購入分について、他の取組実施者(JA、肥料店等)に重複して申込していません。	<input type="checkbox"/>
4 化学肥料低減計画書の記載内容に取り組んだ結果を、作業日誌や写真により記録し、令和11年3月末日まで保管します。	<input type="checkbox"/>
5 取組状況・結果について、取組実施者・県協議会による聞き取りや現地調査に協力します。	<input type="checkbox"/>
6 国や地方公共団体から肥料購入費に対する補助金等を受け取っていない、または、受け取る予定はありません。	<input type="checkbox"/>
7 提出書類に虚偽や不正がある場合や、肥料を返品した場合、正当な理由がなく化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合、支援金を返還すること、または、支払われることに異存ありません。	<input type="checkbox"/>
8 支援金の対象となる肥料購入費かどうかを提出先で確認できない場合、支援金が支払われることに異存ありません。	<input type="checkbox"/>
9 取組実施者において事務手数料や振込手数料、返戻金などが生じる場合、これを差し引いて支援金が支払われることに同意します。	<input type="checkbox"/>
10 支援金の振込にあたり事務手数料や振込手数料の合計が支援金額を上回る場合、支援金が支払われることに異存ありません。	<input type="checkbox"/>
11 本事業の実施に必要な場合、市町村・農業委員会等関係機関に、個人情報の収集・照会又は提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>

氏名(自署)

住所

電話番号

肥料価格高騰対策事業支援金 振込口座届出書

年 月 日

取組実施者様

氏名(法人・組織名)

標記支援金は下記の金融機関口座に振込いただきたく、届け出ます。

記

支援金の振込口座

金融機関名				支店名				
(カナ)								
口座名義								
口座種別	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座				
口座番号								※左づめで記入

ゆうちょ銀行の場合

店名				※漢数字3文字を記入			
記号							※左づめで記入
口座番号							
(カナ)							
口座名義							

## 化学肥料低減実施報告書

## 作付概要

作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

※作付面積はhaで記載してください  
(「1反」=「1,000m<sup>2</sup>」=「10a」=「0.1ha」)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	令和4年度又は 令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るもの除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		
総取組面積	〇〇ha	〇〇ha

(注) 取組実施者が必要に応じ記載内容を修正・追加すること。

△△△△△△△は固有名称、□□は「組合」「団体」「集団」「組織」等を想定。

△△△△△△□□ 規約（例）

○○年○月○日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この□□は、△△△△△△□□（以下「□□」という。）という。

(事務所)

第2条 □□は、主たる事務所を○○○○○○○○○○○○に置く。

(目的)

第3条 □□は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む第4条の構成員の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 □□の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

### (役員の定数及び選任)

第5条 □□に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
  - 3 代表は、この□□を代表し、□□の業務を統括する。
  - 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
  - 5 書記は、□□の活動の事務等を行う。
  - 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
  - 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

## 第4章 総会

### (総会の開催)

第6条 総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 代表が必要と認めたとき。
- 二 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 三 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 2 前項第二号の規定により請求があったときは、代表は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

### (総会の権能)

第7条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 肥料価格高騰対策事業取組計画書の作成又は変更に関すること。
- 二 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書、肥料価格高騰対策事業取組中間報告書及び肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の報告に関すること。
- 三 肥料価格高騰対策事業の支援金（以下「支援金」という。）の配分計画及び収支決算に関すること。
- 四 □□規約の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他□□の運営に関する重要な事項。

### (総会の議決方法等)

第8条 総会は、構成員現在数の過半の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第6条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の決議に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配付するものとする。

## 第5章 事務、会計及び監査

### (書類及び帳簿の備付け)

第9条 □□は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 □□規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 肥料価格高騰対策事業に係る証拠書類
- 五 その他代表が必要と認めた書類

### (書類の保存)

第10条 □□は、前条各号に掲げる書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

### (事業及び会計年度)

第11条 □□の事業及び会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

### (支援金の流用)

第12条 支援金は、第7条第3号の配分計画に基づいて代表が構成員に配分することとし、他に流用してはならない。(ただし、金融機関への振込の方法により支援金を配分する場合は、振込に要する手数料を支援金から差し引くことができる。)

### (金銭の収納)

第13条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により金銭を収納する場合は、当該振込を行った者から要求がない限り、領収証を発行しないものとする。

### (領収証の徴収)

第14条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により金銭の支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(決算及び監査)

第15条 □□の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。ただし、金銭の収納又は支払のない事業年度においては、この限りではない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、○○年○月○日から施行する。

和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会  
肥料価格高騰対策事業 業務方法書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会（以下「協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営に関する基本方針)

第2条 協議会は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

- 2 協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

## 第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

### (事業実施計画書等の作成及び支援金の申請)

第3条 取組実施者は、取組計画書を作成し、協議会が別に定める日までに様式第1号により協議会に申請を行うものとする。

- 2 協議会の長（以下「協議会長」という。）は、前項により申請のあった取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には、実施要領第9の2の（2）の規定に基づき、様式第2号により採択された旨を通知するものとする。
- 3 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項及び第2項の手続きに準じて変更の手続きを行うものとし、それ以外の変更については協議会に届け出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ協議会に変更内容を相談するものとする。

### (支援金の支払)

第4条 取組実施者は、第3条第2項の通知を受けたときには、協議会長に対し、様式第3号により、支援金の振込先の口座情報を提出するものとする。

- 2 協議会長は、前項により提出された口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。
- 3 参加農業者ごとの支援金の額は小数点以下切り捨てとする。

#### (支援金の返還)

- 第5条 取組実施者は、第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更等により、協議会から支払われた支援金に余剰が生じた場合は、協議会長に申し出なければならない。
- 2 協議会長は、前項による取組実施者からの申し出があった場合、取組実施者が交付等要綱、実施要領に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。
- 3 協議会長は、前項による返還を求めた場合において、協議会がその請求に係る補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を求めることができる。
- 4 第2項及び前項の返還を求められた取組実施者は、第2項の期日までに求められた額を協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者は、協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協議会長に提出しなければならない。
- 5 協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者に送付するものとする。
- 6 協議会長は、取組実施者が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者への支援金の交付を取り消すものとする。

### 第3章 資金の管理

#### (資金の管理)

- 第6条 協議会は、補助金の交付については、他の経理と区分管理し、協議会が定めた特別の勘定から行わなければならず、当該勘定の資金を当該補助金の交付以外の使途に使用してはならない。

2 協議会は、前項の資金を和歌山県信用農業協同組合連合会により管理する。

### 第4章 報告

#### (事業実績報告)

- 第7条 取組実施者は、協議会が別に定める日までに実施要領第9の3の（1）に基づき、取組実績報告書（様式第4号）を作成し、協議会長に提出するものとする。

#### (事業評価の報告)

- 第8条 取組実施者は、協議会が別に定める日までに実施要領第12の2に基づき、取組実施状況報告書（様式第5号）を作成し、協議会長に提出するものとする。
- 2 前項の提出を受けた協議会は、その内容について確認を行うものとする。その際、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。
- 3 前項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。

4 地方農政局長等が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、協議会及び取組実施者は当該調査に協力するものとする。

(取組の中間報告等)

第9条 協議会長は、実施要領第13の1に基づき、取組実施者に対し、様式第6号により、和歌山県協議会が別に定める日までに取組中間報告書を提出させるものとする。

2 前項の提出を受けた協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

**第5章 雜則**

(帳簿の備付け等)

第10条 協議会及び取組実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 協議会は、必要に応じて、取組実施者に対し、支援金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、協議会長が別に定めるものとする。

附 則 この業務方法書は、令和4年9月22日から施行する。

附 則 この業務方法書は、令和5年4月11日から施行する。